

一、労働者生活の改善
二、労働者の福利
三、労働者の教育
四、労働者の健康
五、労働者の安全
六、労働者の救済
七、労働者の協同
八、労働者の自治
九、労働者の国際
十、労働者の世界

其旨は、肥田肥料の生産、
地方自治の発展、
労働者の福利、
労働者の教育、
労働者の健康、
労働者の安全、
労働者の救済、
労働者の協同、
労働者の自治、
労働者の国際、
労働者の世界

労働者生活の改善

労働者生活の改善

吾等従業員ハ生活不安ハ日毎洪水ヲ踏ムノ恐怖ニ驅ラレツツモ
當局ノ爲國家ノ爲一意専心奉公シ以テ自ラハ老後ノ安樂ヲ求メ
ンモノト努力スルモノナリ
然ルニ多年勤続ノ功勞者トシテ漸ク糊口ヲ凌クニ至レハ（日給
貳圓）直チニ當局ハ昇給回數ノ削減ヲ以テ吾人ノ希望ヲ蹂躪シ
居レリ

吾等従業員ハ産業ノ如何、作業性質ノ如何ヲ問ハス皆一律ニ身
命ヲ賭シテノ責任感ニ甲、乙ノ差別絶対ニ有ラサ。ナリ
然ルニ當局ハ何ヲ若ニシテ吾等従業員ニノミ差別制度ヲ設ケラ
レシカカ？

是レ實ニ吾人ヲ誘弄セルモノト断セサルヲ得ン
吾等ナクシテ電車、自動車ノ運轉絶対ニ能ハサルヲ思フ時、右
差別待遇ノ如何ニ不合理ナルカヲ知ル吾人生活脅威ノ除去ソレ
自体カ必然ニ作業能率増進ノ道ナルカ故ニ當局ハ左記具体案即